

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(二件)……………一
- ………(生活文化局計量検定所検査課)……………一
- 市街地再開発組合の設立認可……………二
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 東京都地域冷暖房区域の指定……………(環境局地球環境エネルギー部次世代エネルギー推進課)……………二
- 東京都立海上公園の休園……………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………三
- ………(港湾局臨海開発部海上公園課)……………三
- 平成十九年東京都教育委員会告示第九号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害等補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部改正……………四
- ………(警視庁組織規則の一部を改正する規則)……………七
- 警視庁組織規則の一部を改正する規則……………七
- ………(規程(下水))……………七
- 東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程の一部を改正する規程……………八

告示(消)

- 火災予防施行規程の一部改正……………二
- 自然環境保全促進地域の指定……………(環境局自然環境部緑環境課)……………三
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五
- 令和元年六月三日付東京都公告……………五

告示

●東京都告示第百十号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年六月七日

東京都計量検定所長 荒木 誠

- 一 検査地域 府中市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)
ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和元年七月十九日から同年八月二十三日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所

五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第百十一号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定期規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年六月七日

東京都計量検定所長 荒木 誠

- 一 検査地域 府中市、調布市、小金井市、狛江市及び稲城市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)
ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和元年七月八日から同年八月九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会
の名称

●東京都告示第百二十二号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一
第一項の規定に基づき大山町クロスポイント周辺地区市街
地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一
項の規定により、次のように告示する。

令和元年六月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和元年六月七日から令和六年三月三十一日まで

三 施行地区

板橋区大山町地内

四 事務所の所在地

板橋区大山町三十一番

五 設立認可の年月日

令和元年六月七日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報
に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期
限

令和元年七月六日

●東京都告示第百十三号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十
二年東京都条例第二百五号)第十七条の十八第一項の規
定により、地域冷暖房区域を指定したので、同条第六項の
規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月七日

東京都知事 小 池 百合子

一 地域冷暖房区域の名称

渋谷駅桜丘口地域冷暖房区域

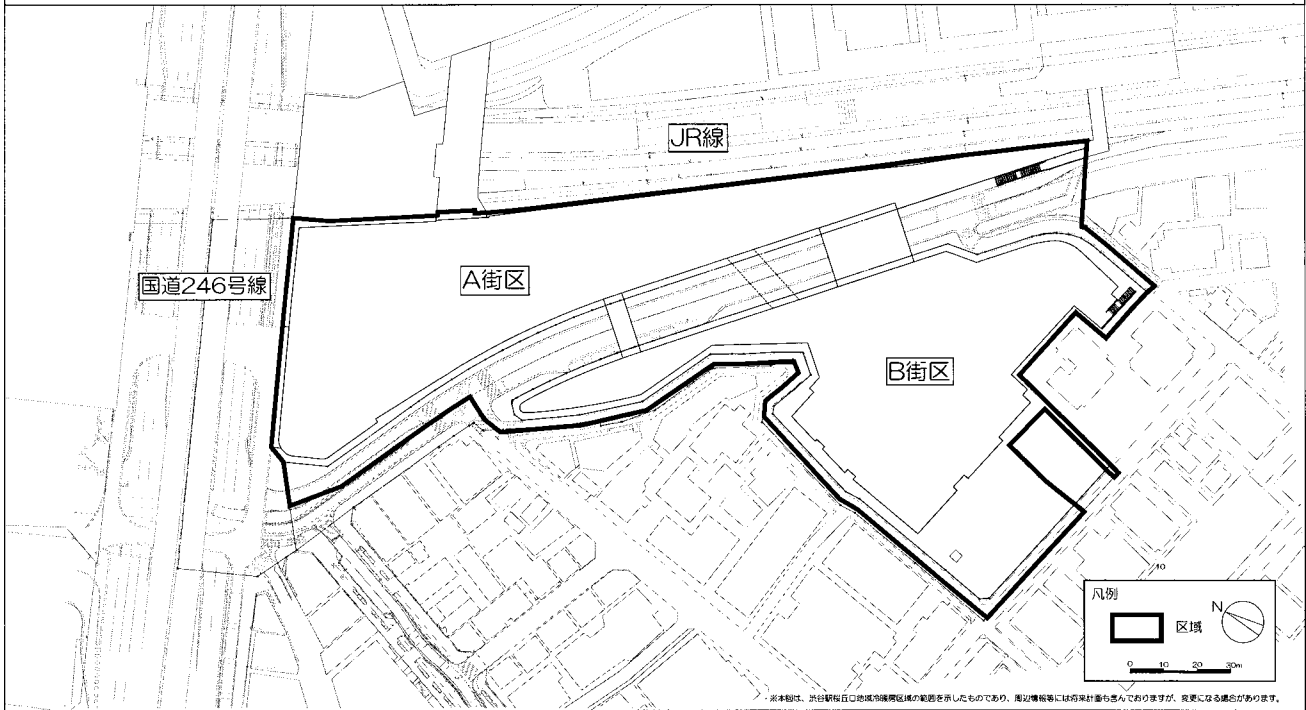
二 地域冷暖房区域の所在地

渋谷区桜丘町の一部

三 地域冷暖房区域の区域図

別図のとおり

別図 渋谷駅桜丘口地域冷暖房区域



●東京都告示第百十四号

東京都海上公園条例（昭和五十年東京都条例第百七号）第十八条の規定に基づき、東京都立有明西ふ頭公園を次のとおり休園する。

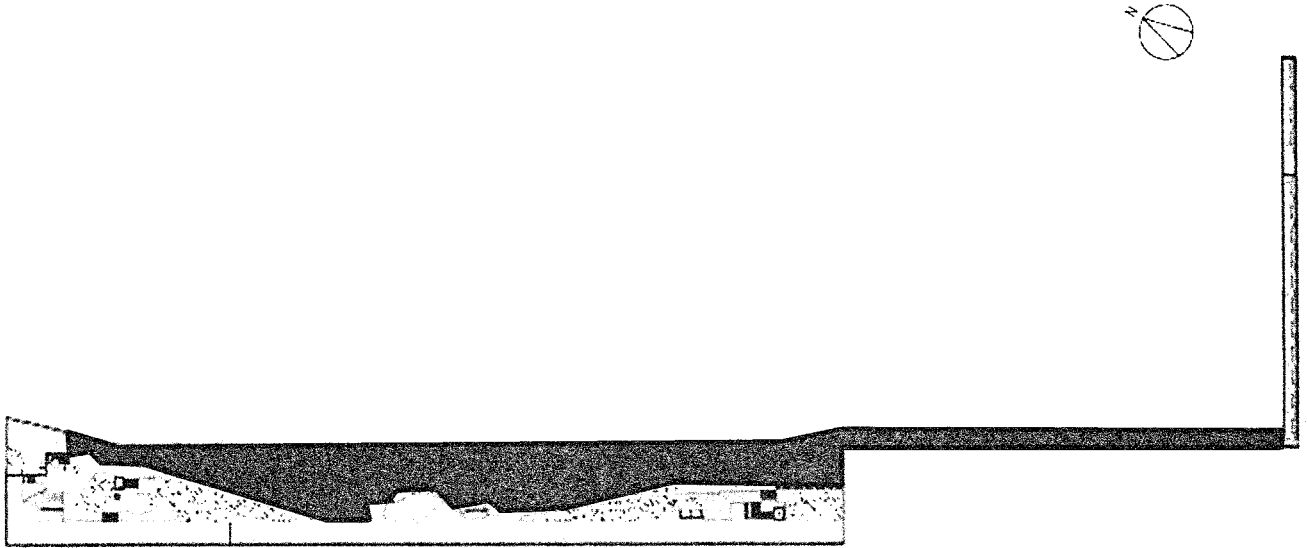
令和元年六月七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 休園区域 別図のとおり
- 二 休園面積 一〇、二八八・〇〇平方メートルのうち
三、八七五・〇〇平方メートル
- 三 休園年月日 令和元年七月一日
- 四 理由 公園改修工事のため

別図

有明西ふ頭公園



今回休園区域

※平成28年8月22日から令和元年6月30日までの期間は、既に休園中

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第三号

平成十九年東京都教育委員会告示第九号(都立学校の学
校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校
歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規
則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年
金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償
年金前払一時金の額に乗ずる率)の一部を次のように改正
する。

令和元年六月七日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで
学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率
一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇五	一・一七	一・〇五	一・一七	一・〇四
一・一六	一・〇三	一・一六	一・〇三	一・一六	一・〇三	一・一六	一・〇三	一・一七	一・〇三	一・一七	一・〇三	一・一六	一・〇二
一・〇八	一・〇二	一・〇八	一・〇二	一・〇八	一・〇二	一・〇八	一・〇二	一・〇八	〇・九七	一・〇八	〇・九七	一・〇七	〇・九六
一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇一	一・〇八	一・〇一	一・〇八	〇・九七	一・〇九	〇・九七	一・〇八	〇・九六
一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇一	一・〇五	一・〇一	一・〇四	〇・九三	一・〇四	〇・九三	一・〇三	〇・九二
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	〇・九七	〇・九二	〇・九七	〇・九二	〇・九六	〇・九〇

平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで	平成二十一年三月十日まで
学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率	学 校 薬 劑 師 の 率
一・〇二	一・〇二	一・〇三	一・〇三	一・〇四	一・〇四	一・〇三	一・〇三	一・二二	一・一〇	一・一七	一・〇四	一・一七	一・〇四
一・〇二	一・〇一	一・〇三	一・〇二	一・〇三	一・〇三	一・〇三	一・〇二	一・二六	一・〇八	一・二六	一・〇三	一・一六	一・〇三
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇〇	一・〇二	一・〇一	一・〇一	一・一七	一・一〇	一・一七	一・〇二	一・〇八	一・〇二
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・一七	一・一二	一・一七	一・〇一	一・〇八	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一	〇・九九	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・一四	一・一二	一・一四	一・〇一	一・〇五	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇〇	〇・九九	一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・一〇	一・一二	一・一〇	一・〇一	一・〇一	一・〇一

平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	平成二十九年三月三十一日まで	平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	平成二十九年三月三十一日まで
学校薬剤師の率	学校薬剤師の率	学校医及び歯科医の率	学校医及び歯科医の率
一・〇一	一・〇一	一・〇一	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇一	一・〇一
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

附則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の乗ずる率の規定は、平成三十一年四月一日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十九年十月から平成三十一年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二十九年十月一日から平成三十一年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。

3 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十九年十月から平成三十一年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

規則(公)

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年6月7日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第1号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則(昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第57条の2第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律(平成30年法律第103号)違反の取締りに関すること。

附 則

この規則は、令和元年6月14日から施行する。

規 程 (下水)

●東京都下水道局管理規程第三号

東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月七日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局暗渠等の利用に関する規程(平成九年東京都下水道局管理規程第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十七条の二又は」を「第十七条の二第二号に規定する工作物又は同令」に、「物件」を「工作物(同令第十七条の二第二号に規定するものに限る。)」に、「電線等」というを「電線等」と総称する」に改め、同条に次の一号を加える。

四 国、地方公共団体、熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第三項に規定する熱供給事業者(以下「熱供給事業者」という。)又は下水道法施行令第十七条の三第二項に規定する者が、下水道暗渠等に下水を熱源とする熱の利用(以下「下水熱利用」という。)をするための熱交換器及び下水道法施行令第

十七条の二第三号に規定する工作物又は同令第十七条の十に規定する工作物(同令第十七条の二第三号に規定するものに限る。)(以下「熱交換器等」と総称する。)を自己の事業の用に供するため設置し、使用するとき。

第三条第一項中「下水道暗渠等の使用許可」を「電線等の設置に係る下水道暗渠等の使用許可」に改め、同条第三項中「又は第二項」を「第二項又は第三項」に、「局長」を「東京都下水道局長(以下「局長」という。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 熱交換器等の設置に係る下水道暗渠等の使用許可に際しては、下水道暗渠等を使用しようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記第三号様式による申請書を提出しなければならない。

- 一 使用しようとする者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)
 - 二 使用しようとする下水道暗渠等の所在、種類及び使用延長並びに物件の設置箇所
 - 三 使用しようとする目的
 - 四 使用しようとする期間
 - 五 設置する物件の構造等
 - 六 工事の方法
 - 七 工事の期間
 - 八 下水道の復旧方法
- 第四条第四号中「又は接続に係る工事」を「若しくは接続に係る工事又は熱交換器等の設置に係る工事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国、地方公共団体又は熱供給事業者以外の者が熱交換器等を設置する場合は、前項に規定する書類及び図面に加え、前条第三項の申請書に、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

- 一 工事費概算書
- 二 所要資金の調達方法及び借入金返済計画を記載した書類
- 三 貸借対照表及び損益計算書
- 四 下水熱利用について知識及び経験を有する者の確保の状況を記載した書類
- 五 その他下水熱利用に関する計画、経理的基礎又は技術的能力を確認するために必要となる書類

第五条第一項中「又は第二項各号」を「同条第二項各号又は同条第三項各号」に改める。

第六条の見出し中「下水道暗渠等」を「電線等の設置に係る下水道暗渠等」に改め、同条各号列記以外の部分中「局長は、」の下に「電線等の設置に係る」を、「下水道暗渠等」の下に「の使用」を加え、「ときは、電線等が」を「場合は、」に、「ものである場合」を「とき」に改め、同条第二号中「排除機能に」の下に「著しい」を加え、同条に次の一号を加える。

五 電線等の設置に係る下水道暗渠等の使用が道路法(昭和二十七年法律第八十号)その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受ける場合は、道路占用許可その他の公物の占用の許可等(変更の許可等を含む。)の取得が可能であると見込まれること。

第七条各号列記以外の部分中「下水道管理用電線等」の下に「の使用」を加え、「場合においては」を「場合は」